

(別紙)

## 官庁施設の耐震診断結果等の公表について

### 1. 公表の対象

「官庁施設の建設等に関する法律」第 10 条に基づき国土交通大臣(官庁営繕部)が整備等を所掌する施設で以下の主な官庁施設(ただし、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く)

- 1) 構造体の耐震安全性の分類がⅠ類及びⅡ類の施設(昨年8月25日に公表したものを除く)
- 2) 構造体の耐震安全性の分類がⅢ類の施設(階数3以上、かつ、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの)

### 2. 公表の概要

公表の対象における1,110棟について、耐震診断等を行った結果、官庁施設の耐震基準を満足する施設は727棟(65%)であり、満足しない施設は383棟(35%)でした。

### 3. 公表対象施設の耐震化の目標

官庁施設の耐震基準を満足しない施設のうち、Ⅰ類、Ⅱ類の施設で耐震性の低い施設については重点的に耐震化を図るとともに、Ⅲ類施設で耐震性の低い施設についても、各省と連携し、耐震化の促進に努めて参ります。

これらの施設について、今後、概ね10年以内(平成27年度末)に、すべての既存不適格建築物(施設の評価値が1.0未満の施設)について建築基準法に基づく耐震性能の確保を目指すとともに、官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割(面積率)に達するよう努めて参ります。

※ 官庁施設の耐震基準 : 「官庁施設の総合耐震計画基準」(建設省営計発第 100 号平成 8 年 10 月 24 日建設事務次官決定)

※ 官庁施設の耐震基準において施設が有すべき大地震動時及び大地震動後の耐震安全性の目標に応じた構造体の耐震安全性の分類

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類
災害応急対策活動に必要な施設(災害対策の指揮、情報伝達等のための施設)	災害時の情報の収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施 防犯等の治安活動 被災者への情報伝達 保健衛生及び防疫活動 救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等	左記のうちの 中枢的施設	Ⅰ類
		上記以外の施設	Ⅱ類
一般官庁施設			Ⅲ類

(上記のほか、救護施設、避難施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等については、その施設の状況に応じて、Ⅰ類～Ⅲ類の分類を行っている。)

#### 4. 官庁施設の耐震性の状況

耐震化率(dの割合) = 65%(棟率)、69%(面積率)

(平成19年3月31日現在)

	総数	評 価					
		旧耐震基準				新耐震基準	
		a	b	c	d	c	d
本省官庁営繕部	8	0	1	0	2	0	5
北海道開発局	48	8	8	2	17	1	12
東北地方整備局	91	9	11	2	21	2	46
関東地方整備局	331	30	59	8	73	15	146
北陸地方整備局	42	3	9	1	7	1	21
中部地方整備局	92	5	16	2	22	2	45
近畿地方整備局	176	21	43	4	36	3	69
中国地方整備局	73	10	13	2	24	1	23
四国地方整備局	57	3	7	3	20	1	23
九州地方整備局	164	20	31	8	36	10	59
沖縄総合事務局	28	2	5	1	10	0	10
計	1,110	111	203	33	268	36	459

(凡例)

新耐震基準	建築基準法に基づく新耐震設計法(昭和56年)
総数	対象となる棟数
評価	耐震安全性の評価別の棟数

#### 5. 大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価

評価	施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震 で損傷しな いことを設 計において 確認してい る。
b	0.5 ≤ 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	I 類 1.0 ≤ 評価値 < 1.5 II 類 1.0 ≤ 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	I 類 1.5 ≤ 評価値 II 類 1.25 ≤ 評価値 III 類 1.0 ≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及びII 類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度 6 強～震度 7 程度の大規模地震のことをいう。

ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

※ 評価値（官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年10月））

必要保有水平耐力の補正係数 $\alpha$ は、主に、昭和56年の建築基準法施行令改正前の施設について、柱の帯筋比等の仕様規定を満足できないことを踏まえ、次のように補正（低減）係数として考慮します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{「}Q_u\text{」}}{\alpha \times \text{「}Q_{un}\text{」}}$$

「 $Q_u$ 」 : 保有水平耐力

「 $Q_{un}$ 」 : 必要保有水平耐力

$\alpha$  : 既存不適格建築物を評価するための補正係数(1.0~2.4)

$$\alpha = \frac{\text{「}\alpha_d\text{」} \times \text{「}\alpha_m\text{」}}{U}$$

「 $\alpha_d$ 」: じん性補正係数(柱の帯筋比等の仕様規定不満足など)

「 $\alpha_m$ 」: モデル化による補正係数(近似的な置換処理の補正)

U : 劣化係数(経年や品質の劣化による補正)

## 6. 個別施設の耐震性能

個別施設の耐震性能は、官庁営繕部ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/>)に掲載します。